

## 津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

| 使用区分   | 時間区分              | ①                        | ②                         | ③                       |                  |
|--|-------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------|
|  |                   | 午前 9 時から<br>正午まで         | 午後 1 時から<br>午後 5 時まで      | 午後 6 時から<br>午後 9 時30分まで |                  |
| メイン<br>アリーナ  | 入場料等を徴収<br>しない場合  | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 5,230<br>10,470           | 6,800<br>13,610         | 8,380<br>16,760  |
|  | 入場料等を徴収<br>する場合   | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 15,710<br>31,420          | 20,950<br>41,900        | 26,190<br>52,380 |
|  | 営利又は宣伝を目的とする場合    |                          | 62,850                    | 83,800                  | 104,760          |
|  | メインアリーナ照明         |                          | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 1,040                   |                  |
|  | メインアリーナ<br>冷暖房設備  | 全面<br>2 分の 1 使用          | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 4,400<br>2,200          |                  |
|  | 一般公開日にお<br>ける個人使用 | 中学生以下<br>高校生以上・一般        | 100<br>310                | 100<br>310              | 100<br>310       |
|  | 入場料等を徴収<br>しない場合  | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 2,610<br>5,230            | 3,450<br>6,800          | 4,190<br>8,380   |
|  | 入場料等を徴収<br>する場合   | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 7,850<br>15,710           | 10,470<br>20,950        | 13,090<br>26,190 |
|  | 営利又は宣伝を目的とする場合    |                          | 31,420                    | 41,900                  | 52,380           |
|  | サブアリーナ照明          |                          | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 620                     |                  |
| サブ<br>アリーナ   | サブアリーナ<br>冷暖房設備   | 全面<br>2 分の 1 使用          | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 1,800<br>900            |                  |
|  | 一般公開日にお<br>ける個人使用 | 中学生以下<br>高校生以上・一般        | 100<br>310                | 100<br>310              | 100<br>310       |
| シャワー室  | 入場料等を徴収しない場合      |                          | 1 人 1 回につき                | 100                     |                  |
|  | 入場料等を徴収する場合       |                          | 1 人 1 回につき                | 200                     |                  |
| トレーニン<br>グルーム  | 個人使用              | 中学生                      | 1 回につき                    | 100                     |                  |
|  |                   |                          | 回数券(6 回)                  | 520                     |                  |
|  |                   | 高校生以上・一般                 | 1 回につき                    | 310                     |                  |
|  |                   |                          | 回数券(6 回)                  | 1,570                   |                  |
|  | 会員使用              | 中学生                      | 1 箇月                      | 1,040                   |                  |
|  |                   | 高校生以上・一般                 | 1 箇月                      | 3,140                   |                  |
| 会議室<br>(1室につき)   | 入場料等を徴収<br>しない場合  | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 520<br>1,570            |                  |
|  | 入場料等を徴収<br>する場合   | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 1,570<br>4,710          |                  |
| 役員室及び<br>控室  | 入場料等を徴収<br>しない場合  | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 310<br>940              |                  |
|  | 入場料等を徴収<br>する場合   | スポーツのために使用する場合<br>その他の場合 | 1 時間(1 時間未満は、1 時間とする。)当たり | 940<br>2,820            |                  |
| [備考]   |                   |                          |                           |                         |                  |
| 1 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の<br>1 をそれぞれ当該利用料金に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々<br>の場合の利用料金とする(メインアリーナ冷暖房設備及びサブアリーナ冷暖房設備並びに一般公開日における |                   |                          |                           |                         |                  |

個人使用の場合を除く。)。

- (1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
- (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1(午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金については、当該施設利用料金の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びメインアリーナ冷暖房設備並びにサブアリーナ照明及びサブアリーナ冷暖房設備の利用料金は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする(メインアリーナ冷暖房設備及びサブアリーナ冷暖房設備を除く。)。